

福井県報

第 2942 号
平成 30 年
7 月 27 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※災害救助法施行細則の一部を改正する規則(三九・地域福祉課)……………一

告 示

※災害救助法施行細則に規定する実費

弁償の程度(三〇八・地域福祉課)……………二

○保安林の指定の解除の予定(三〇九

・森づくり課)……………二

○保安林の指定の予定(三一〇・同)……………二

○道路の区域の変更(三一一・道路保

全課)……………三

公 告

○建築基準法の規定による構造計算適

合性判定の委任の変更(建築住宅課

)……………三

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

規 則

災害救助法施行細則(昭和三十五年福井県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「別表第一のとおりとする」を「

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府

告示第二百二十八号)の定めるところによる

ものとする」に改める。

第十三条中「別表第二のとおりとする」

を「知事が別に定める」に改める。

別表第一および別表第二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第308号

災害救助法施行細則(昭和35年福井県規則第67号)第13条に規定する実費弁償の

程度を次のとおり定め、平成30年7月27

日から施行する。

平成30年7月27日

福井県知事 西川 一誠

救助業務従事者の区分	実費弁償の範囲	
	日当	旅費
医師および歯科医師	22,600円以内	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間一時員でその職務の級が2級以上で間当たりとの給与額とみなして福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和25年福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。)第15条の規定の例により算定した額以内
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および歯科衛生士	14,600円以内	あるものが旅行するとした場合に福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。)第15条の規定の例により算定した額以内
保健師、助産師、看護師および准看護師	14,400円以内	に相当する額以内
土木技術者および建築技術者	15,700円以内	
大工	20,000円以内	
左官	20,800円以内	
とび職	21,200円以内	
救急救命士	14,300円以内	
令第4条第5号から第10号までに掲げる者	当該地域における慣行料金による支出実績額に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

福井県告示第309号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月27日

福井県知事 西川 一誠

1 解除予定保安林の所在場所

今立郡池田町千代谷72字火坪鬘斗山2

5の4(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
なだれの防止

3 解除の理由

道路用地とするため。

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第310号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月27日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

大野市木落20字若林1から4まで、10から12まで、21字風尾1、3、4、5の1、5の2、6、8、9、10の1、10の2、11、13、14、22字萩山1、2、4、5、23字中ノ畑2、3および6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定実施要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

福井県告示第311号

一般県道畑若狭和田停車場線の下記区間において、道路の区域の変更をしたので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、平成30年7月27日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

福井県知事 西川 一誠

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員(単位:メートル)	延長(単位:メートル)
一般県道	畑若狭和田停車場線	新	大飯郡高浜町園部51 字西中畑27番1地先 から 大飯郡高浜町園部55 字堀川41番2地先ま で	34 ～ 30.5	954.5
			旧	大飯郡高浜町園部51 字西中畑27番1地先 から 大飯郡高浜町園部55 字堀川41番2地先ま で	34 ～ 30.5
一般県道		旧	大飯郡高浜町園部48 字亀甲1番地先から 大飯郡高浜町園部55 字堀川41番6地先ま で	3.9 ～ 5.3	656.0
			旧	大飯郡高浜町園部48 字亀甲1番地先から 大飯郡高浜町園部55 字堀川41番6地先ま で	3.9 ～ 5.3

公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)

第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした株式会社建築構造センターから同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

福井県知事 西川 一誠

1 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

所在地
東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑ビル6階
宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーントイレ3階
福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
三重県四日市市浜田町12番18号 ラーク四日市ビル7階
高知県松江市中原町6番地
岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

変更後

所在地
東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑ビル6階
宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーントイレ3階

福島県郡山市中町1番5号 やまのいビル1003号室
群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階
埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
神奈川県横浜西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
島根県松江市中原町6番地
岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうざんビル704-2号室
香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄抵園ビル3階
佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル704号室
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

2 変更年月日

平成30年7月30日

平成三十年七月二十七日印
平成三十年七月二十七日発

刷行

発行人
印刷人千九一〇一八五八〇
千九一〇一〇八五八福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七福井県
株式会社印刷所

☎ 三三二二番